平成２２年（フ）第１７６１号
東京都町田市木曽町2391番地１
破産者　佐藤　文男
１　決定年月日　平成23年６月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目48番５号
破産者　有限会社喜志多建設
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１７５７号
福岡市中央区舞鶴１丁目３番16号グラフィックメゾン舞鶴７階
破産者　有限会社グランド・ケイ
１　決定年月日　平成23年６月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７７３号
福岡市中央区白金２丁目13番14号
破産者　二宗塗装株式会社
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１８０５号
さいたま市桜区大字大久保領家173番地３　ベルフォーレ浦和307号室、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市江戸３丁目34番３号　ＳＳＳ川口寮
破産者　沼山　秀吉
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４６号
さいたま市南区鹿手袋２丁目９番11号201
破産者　早坂　彰弘
１　決定年月日　平成23年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４１号
名古屋市緑区滝ノ水１丁目505番地　ユニベールⅡ滝の水２Ｃ号、開始決定時の住所名古屋市緑区滝ノ水５丁目1121番地
破産者　岡田　正茂
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４４７１号
神奈川県川崎市幸区古市場２丁目73番地、開始決定時の住所兵庫県川西市緑台５丁目１番地の93
破産者　木川　英則
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３４５号
大阪市城東区関目５丁目22番12―607号、開始決定時の住所大阪府守口市南寺方北通２丁目13番３号
破産者　三浦　一義
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４４４号
大阪府東大阪市善根寺町５丁目８番24号、開始決定時の住所大阪府東大阪市額田町１番８号
破産者　森下商店こと　森下　健二
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７５１号
堺市中区土塔町2377番地105、前住所堺市西区平岡町28番地５
破産者　西板金工作所こと　西　　忠一
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
兵庫県西脇市黒田庄町石原1070番地
破産者　北野　廣昭
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第３４４号
奈良県大和郡山市小泉町1861番地６　さくらハイツ103号、申立時の住所奈良県大和郡山市小泉町3304番地１
破産者　塚本　博幸
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１４号
青森県上北郡おいらせ町上明堂48番地30　ウエストコーポ小向１―１
破産者　田中　克美
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第５９９号
金沢市上荒屋５丁目111番地、開始決定時の住所石川県石川郡野々市町御経塚３丁目328番地
破産者　井上　陸生
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２号
愛知県刈谷市築地町３丁目32番地９　レオパレスかりがね211号、開始決定時の住所長野県諏訪市大字上諏訪9205番地　上諏訪ガーデンホームズ114
破産者　辻　　泰信
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部